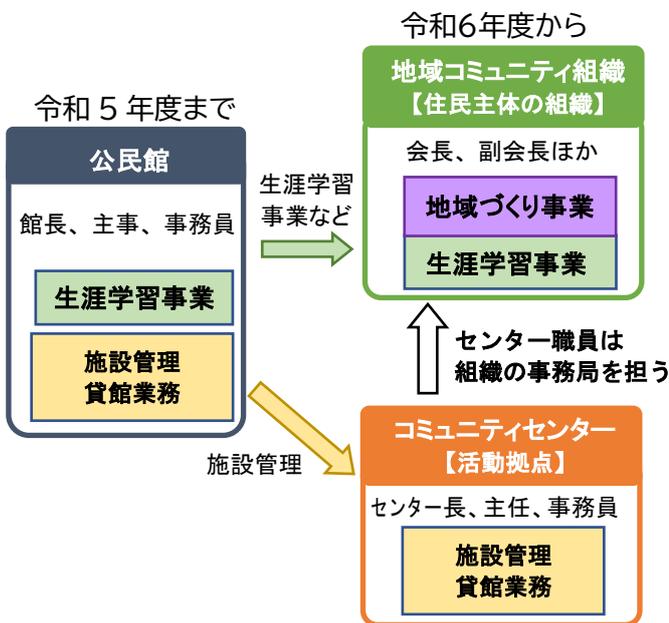


# 白山市市民協働で創るまちづくり よくある質問Q & A

## 地域コミュニティ組織と コミュニティセンターとの関係

これまで公民館が行っていた生涯学習事業は地域コミュニティ組織で行います。コミュニティセンターは、これまでの施設の維持管理や貸館を行うとともに、地域コミュニティ組織の活動拠点施設となり、上下関係はありません。

イメージ図



## 地域コミュニティ組織

Q すでに活発な地域活動をしているのに、新しい組織をつくる必要があるの？

今後、人口減少や少子高齢化等により、地域課題はさらに深刻化すると考えられます。地域が元気なうちに、各種団体や地域住民がネットワークをつくり、連携することで将来にわたって暮らしやすいまちであり続けることができると思っています。

Q すでに各種団体が集まった組織があるけど、違いは何？

現在の組織を発展させて活動することもできますが、その時は、各種団体間での連携を深め、女性や若者を含めた中で、住民全体の意見を反映できる仕組みづくりが大切です。

Q 新たな組織を作ると、負担が増えるのでは？

この取り組みは事業を増やすことが目的ではなく、地区内で現状を共有し、活動の見直しをしていくことも重要です。多くの住民の参画や新しい人材の発掘により、役割を分担できると考えています。

Q 女性や若者に参画してもらうには、どうしたら良いの？

まずは女性や若者の声を聴くことが大切です。本市の幾つかの組織では、お茶やお菓子などを用意して話しやすいワークショップを開催しています。また、PTAなどの会合に出向くことやアンケート調査でニーズを把握することも一案です。



## 公民館のコミュニティセンターへの移行

Q 公民館はどうして、  
コミュニティセンターに移行するの？

本市の公民館は充実した公民館活動を行っていますが、社会教育法で規定される生涯学習・体育・レクリエーション、住民の学習のための施設とされています。それらの活動に加えて、地域住民の参画・主体となる地域づくりを一層推進するため、幅広い地域活動が可能になるコミュニティセンターに移行します。

Q コミュニティセンターに移行した場合、  
生涯学習の講座はなくなるの？

コミュニティセンターに移行後も、公民館が担っていた生涯学習活動を地域コミュニティ組織が引き継いで、地域課題等に取り組む地域づくり活動と一体的に活動します。

Q コミュニティセンターの職員体制や役割は。

公民館長がセンター長に、公民館職員がセンター職員となり、コミュニティセンターの施設管理や貸館業務に加え、地域コミュニティ組織の常設の事務局を担うこととなります。

Q 地域コミュニティ組織会長と  
コミュニティセンター長との関係は。

地域コミュニティ組織の会長は、地域コミュニティ組織を代表して統括を担い、コミュニティセンター長は地域コミュニティ組織の事務局の統括を担います。

## 財政支援

Q 令和6年度からの公民館活動事業を含めた交付金の交付先は。

(仮称)地域コミュニティ推進交付金は、現在の公民館活動事業を含めて地域コミュニティ組織に交付します。

Q 令和6年度からの地域コミュニティ組織への交付金は、どのような事業を合算するのか。

①地域コミュニティ活動支援補助金(上限50万円)

②公民館活動事業

③うぐいす運動(生涯スポーツ推進事業)

④公民館運営審議委員報酬(14万円)

⑤人口割

(※②～④は現在公民館に交付しています。)

以上を合算した相当額が、各地域コミュニティ組織への交付上限額になり、各組織の裁量で活用できる交付金を考えています。

## その他

Q コミュニティセンターに移行した後は、  
公民館運営審議会はどうなるのか。

公民館運営審議会は役目を終えて、その主な機能である年間計画や予算、決算の審議などは地域コミュニティ組織が担います。ただし、地区によっては、公民館運営審議会の機能に事業評価や各種事業の実務などがあり、このような機能を継承する機関の設置は各地区の任意とします。